

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年 5 月16日

【会社名】 株式会社ヤマノホールディングス

【英訳名】 YAMANO HOLDINGS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山野 義友

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号

【電話番号】 03(3376)7878(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 岡田充弘

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号

【電話番号】 03(3376)7878(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 岡田充弘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)当該事象の発生年月日

2024年5月15日（取締役会決議日）

(2)当該事象の内容

1．特別損失の計上

(1) 固定資産の減損処理

当社グループが保有する一部の固定資産（営業用資産及びソフトウェア）について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、将来の回収可能性を検討した結果、店舗等に係る固定資産の減損損失を特別損失に計上いたしました。

(2) のれんの減損処理

連結子会社の株式会社OLD FLIPについて将来の回収可能性の見直しを行い、連結決算において同子会社に係るのれんの減損損失を特別損失に計上いたしました。

(3) 関係会社株式評価損及び貸倒引当金繰入額の計上（個別）

上記子会社の株式について、帳簿価額に対して実質価額が著しく下落している状況を踏まえ、個別決算において関係会社株式評価損を特別損失に計上いたしました。また当社から株式会社OLD FLIPに対する長期貸付金につきましては、同社の財政状態の悪化を踏まえ、個別決算において貸倒引当金繰入額を特別損失に計上いたしました。

なお、当該関係会社株式評価損及び貸倒引当金繰入額は連結決算上消去されるため、連結実績への影響はありません。

2．繰延税金資産の取崩し

2024年3月期の実績及び今後の業績動向を総合的に勘案し、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、繰延税金資産を取崩し、法人税等調整額を連結決算および個別決算において計上いたしました。

(3)当該事象の損益及び連結損益に与える影響

当該事象の発生により、2024年3月期連結決算および個別決算において、下記のとおり特別損失および法人税等調整額を計上いたしました。

（連結）	減損損失（特別損失）	68百万円
	法人税等調整額	47百万円
（個別）	減損損失（特別損失）	5百万円
	関係会社株式評価損（特別損失）	91百万円
	貸倒引当金繰入額（特別損失）	87百万円
	法人税等調整額	32百万円

以 上